

(2) 広島県大規模行為景観形成基準の解釈要綱

(平成3年11月8日制定)

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（平成3年広島県条例第4号。以下「景観条例」という。）第16条第1項に基づく広島県大規模行為景観形成基準（平成3年広島県告示第1067号）の運用については、次のとおりとする。

1 「基準」の欄に共通する事項について

- (1) 「主要な展望地」とは、それぞれの景勝地等を代表する展望地をいう。
- (2) 「歴史的建造物等」とは、次のものをいう。

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号）及び同法第98条第2項の規定による市町村の条例の規定による文化財又はこれに準じるもの

イ 都市公園、記念碑等のモニュメントなど、地域住民に親しまれており、かつ、景観的に優れているもの

ウ 景観に配慮して整備された街区、通りなど

- (3) 「壁面」とは、建築物の骨格的な外観を構成する部分のうち、屋根又は屋上を除くすべての部分をいい、当該部分の開口部を含む。

2 「大規模行為に共通する事項」の部の「基本的遵守事項」の項について

- (1) ウに規定する「関連法令に基づく景観形成のための地域協定等」には、景観形成を直接の目的としたものに限らず、景観形成に関する項目が盛り込まれている協定を含む。

- (2) エに規定する「周辺の景観に著しい影響を及ぼす可能性がある」と認められる行為」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

ア 景勝地等の主要展望地から眺望できる地域にあっては、次の規模を超えるもの

(7) 建築物の建築 高さ31m又は建築面積2,500㎡

(4) 工作物の築造 高さ31m又は築造面積2,500㎡

(9) 屋外における物品の集積又は貯蔵

集積又は貯蔵に係る面積5ha

(1) 鉱物の掘採又は土石等の採取

水平投影面積又は最大垂直投影面積5万㎡

(4) 土地の区画形質の変更 変更に係る面積5ha

イ ア以外の地域にあっては、次の規模を超えるもの

(7) 建築物の建築 高さ60m又は建築面積2,500㎡

(4) 工作物の築造 高さ60m又は築造面積2,500㎡

(9) 屋外における物品の集積又は貯蔵

集積又は貯蔵に係る面積5ha

(1) 鉱物の掘採又は土石等の採取

水平投影面積又は最大垂直投影面積5万㎡

(4) 土地の区画形質の変更 変更に係る面積5ha

ウ その他市町村長の意見を聴いて知事が定めるもの

3 「大規模行為に共通する事項」の部の「位置」の項について

- (1) アに規定する「その周辺地域」とは、景勝地等の境界地域から概ね500m以内の区域をいう。
 - (2) アの(7)に規定する「自然公園法等に基づく指定地域」とは、景観条例第12条第5号から第12号までに規定する法令により許可又は届出を要する地域をいう。
 - (3) アの(4)に規定する「広島県を代表する景勝地」とは、「自然公園法等に基づく指定地域」を除く別表に定める地域をいう。
 - (4) アの(9)に規定する「地域を代表する歴史的建造物等のランドマークのある地域」とは、「自然公園法等に基づく指定地域」及び「広島県を代表する景勝地」を除き、市町村長の意見を聴いて定めるランドマークから概ね半径500m以内の区域をいう。
 - (5) イに規定する「歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合」とは、歴史的建造物等の優れた景観資源の所在地から、概ね半径500m以内の区域をいう。
 - (6) ウに規定する「主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合」とは、都市計画法に基づく都市計画区域を除き、かつ、行為地に係る敷地が次の道路等に接する場合をいう。
 - ア 主要幹線道路
 - 高速自動車国道，一般国道及び県道のうち主要地方県道
 - イ 景勝地等に通じる主要道路等
 - アを除き、次のうち市町村長の意見を聴いて定める区間をいう。
 - (7) 一般県道
 - (8) 鉄道，モノレール等の公共的な輸送機関の軌道の敷地
- 4 「建築物の新築，増築等」の部の「意匠」の項について
 - アの(7)に規定する「壁面設備を，建築物内部に組み込む」とは，建築物の壁面の内部に設置して外部から見えないようにすることのほか，壁面に凹凸をつけて凹面に設置し，又は廊下，階段部分等に併設することにより外部から見えにくくすることなどをいう。
 - 5 「建築物の新築，増築等」の部の「色彩」の項について
 - (1) 「落ち着いた色調」とは，原色に白，灰，黒色等を混色した彩度の低いものをいう。ただし，ごく暗い色調のものは除く。
 - (2) 「無彩色」とは，白，灰，黒色等の色相を持たない色をいう。
 - (3) 「素材色」とは，塗装材を除き，使用する素材そのものの色彩をいう。
 - (4) 「原色」とは，基本色及び基本色より彩度の高い色彩をいう。
 - (5) 「明るい色調」とは，彩度がやや高く，基本色に比べて明度の高い色彩をいう。
 - 6 「建築物の新築，増築等」の部の「その他」の項について
 - 「近い将来」とは，市町村の計画等により概ね5年以内に電線類が地中化されることの明らかな場合をいう。

別表（3-③関係）

広島県を代表する景勝地

市町村	区	域
尾道市	尾崎本町，尾崎町，久保一丁目，久保二丁目，久保三丁目，東久保町，西久保町，長江一丁目，十四日元町，土堂一丁目，土堂二丁目，東土堂町，西土堂町，東御所町，三軒屋町，栗原東一丁目	
福山市	鞆町後地，鞆町鞆	
豊町	御手洗	

